

2018年12月3日
株式会社七十七銀行

外国送金のお取扱いについて

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組強化が国際的な重要課題となっていることを受け、下記の場合、外国送金取引をお断りすることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、弊行では送金原資、海外へのご送金理由もしくは海外からのお受取理由、送金の相手方とのご関係、受け取られる資金の用途などを厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願いしております。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 外国送金取引をお断りする場合

1. 現金（円貨現金・外貨現金）を送金原資とする場合
2. 直前に預金口座へ入金された資金を送金原資とする場合
3. 仮想通貨交換業者、資金移動業者または海外に所在し日本で必要とされる許可を得ずに無登録で金融商品取引業を行っているとして金融庁（財務局）が警告書の発出を行った金融業者が関与する場合
4. 送金原資、海外へのご送金理由もしくは海外からのお受取理由、送金の相手方とのご関係、お取引における関係国等について、弊行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合

注. ご説明や資料のご提示の結果、弊行の判断によりお取引をお断りする場合がございます。

以 上